

第4回高梁市立学校園適正配置検討委員会 会議録

日時：令和6年3月28日（木）14:00～16:30

会場：高梁市役所 3階 大会議室

1 開 会 会長あいさつ

会長

本日は、各小学校区での意見聴取会の実施状況やアンケートなどの結果、その中から出た課題への対応等について事務局から報告がある。本日が最後の検討委員会になるので、委員の皆様には積極的なご意見を賜りたい。

委員名簿

選出区分	氏 名	備 考	出欠
学識経験者	山部 正	元順正短期大学学長	出席
学識経験者	平山 竜美	元小学校長	出席
学識経験者	熊谷 慎之輔	岡山大学 大学院教育学研究科教授	欠席
市議会議員	伊藤 泰樹	総務文教委員会委員長	出席
保護者の代表者	大倭 治朗	落合小学校区	出席
保護者の代表者	赤木 要	福地小学校区	出席
保護者の代表者	瀬島 典子	巨瀬小学校区	出席
保護者の代表者	上山 英貴	中井小学校区	出席
保護者の代表者	牧野 直人	宇治小学校区	欠席
保護者の代表者	藤原 完治	富家小学校区	欠席
保護者の代表者	妹尾 一十三	川上小学校区	欠席
地域の代表者	福島 利久	高梁・松原小学校区	出席
地域の代表者	森宗 正雄	玉川小学校区	出席
地域の代表者	小野 元子	津川小学校区	出席
地域の代表者	藤井 正直	川面小学校区	出席
地域の代表者	湯浅 末子	有漢東小学校区	出席
地域の代表者	松田 健治	成羽小学校区	出席

<事務局>

職 名	氏 名	出欠
教育長	小田 幸伸	出席
教育次長	高原 あゆみ	出席
参与	福原 洋子	出席
教育総務課長	藤井 聡美	出席

教育総務課長補佐	赤迫 和之	出席
こども教育課長	荒田 真一	出席
こども教育課長代理	西川 優子	出席
社会教育課長	亀山 智弘	出席

2 協 議

(1) 意見聴取会の状況報告

(事務局説明)

委員

主な意見の中で、この検討委員会について、広報が足りないとか、開催回数や会議で出た内容を十分に知らせて欲しいとの記載があるが、教育委員会として、どのように知らせようとしていたのか。

事務局

検討委員会については、委員の皆様が自由に発言することができるよう、また、委員会での意見などを先に公開することで、不安が先行してしまわないように、非公開という形式とした経緯がある。

報告書が提出された段階で報道機関にお知らせし、検討委員会で検討した意見が報道され、報道で初めて聞いたというような声が周りから聞こえてくる状況になったのは事実で、どういう手法が最善であったかは判断しにくいですが、委員の皆様の意見を十分に聴取することが大前提にあった。今後は、議事録等も皆様に確認いただいて、公表していく方法を考えている。

委員

実際に報道を見て、地域でも学校がなくなるのではないかとの意見が出ていた。報告書には、適正配置計画の案として、小学校については、高梁小学校、成羽小学校、落合小学校、有漢小学校の4校体制が望ましいとの記載となっているが、この部分に「小規模特認校はその限りではない」などの記載を加えることはできるのか。

事務局

今回の報告書については、既に提出されたものなので、加筆・修正をすることにはならないが、今後、適正配置実施計画の策定に当たっては、小規模特認校などの記載の仕方には配慮をしていきたいと考えている。

(2) 意見聴取会からの課題の整理と対応

(事務局説明)

委員

アンケートにおいて、計画が適正かどうかは市全体のビジョンや施策と連携させてはじめて効果を

実証ができるものと意見されているように、市長部局との連携を図っていく必要があるが、意見聴取会は教育委員会だけで説明していた。再編という大きなテーマであり、定住施策等の市の取組との関連もあるが、なぜ教育委員会だけの対応となったのか。

事務局

意見聴取会は、基本的に教育委員会からの報告と、それに係る意見を聴取することを目的に開催したものである。事業を進めていく上での周知や説明については、基本的に担当部署が行い、受けた意見の内容に応じて部局横断的に対応し、場合によっては総合教育会議や議会全員協議会などの場で対応の厚みを増していくことになる。

教育委員会以外で責任のある答弁ができる職員の参加も選択肢の一つとなるが、以上の理由から今回は教育委員会のみでの対応としたところである。

委員

了解したが、ただ、この再編という大きな問題を教育委員会だけで進めるのかというイメージを持たれてしまうのではないかと感じた。

会長

市を挙げてのプロジェクトということは皆さん認識されていると思う。今回は基本的には意見を聴取するために地域を回ったが、今後の準備委員会に進んでいく段階では、跡地活用などさまざまな要望もあることから、市長部局も参加するという認識で良いか。

事務局

この後、スケジュールで説明するが、当初予定していた3月の教育委員会での決定は困難と判断した。特に、スクールバス等の通学関係については、運転手不足といった全国的な問題もあり、路線バスや生活福祉バスの運行も踏まえ、公共交通会議の中で慎重に審議していく必要がある。

また、学童保育の民間委託もあることから、全市を挙げたプロジェクトの中で検討していく必要がある。こうした部分の説明については、担当部署も交えて行うことになる。

委員

再編統合については、検討委員会が9月に初めて開催され、これまで3回協議を重ねて報告書を作成した。市を挙げてのものと言いながら、実は半年間しか経過していない。

当初は、委員会で1月まで検討し、地域で説明会を開催し、計画実施計画書を3月議会で諮るとのことだったが、実際にそうではなかった。

今日は、1か月以上かけて地域を回って説明し、その結果を踏まえて総合教育会議や全員協議会を開催したが時間的に難しいので、来年1年かけて計画を立て直すということについて、最初に説明があると思っていたが、3月議会に諮らず、1年延長することを新聞紙上でくらいしか確認できなかったのは残念である。

会長

実施計画の策定の時期はいつ頃になるのか。

事務局

まず、実施計画については、議会ではなくて教育委員会で諮り、策定することとしている。13地区を回っていく中で、3月の策定は困難であると感じていた。意見聴取会の結果を取りまとめて、全員協議会で議会にお知らせし、全市的なものにするため、市長も含めた総合教育会議に諮っている。

来年度の前半には策定したいが、先ほどの公共交通会議や学童の民間委託の一定の進展がないと難しいため、遅くとも来年度中にと考えている。

会長

皆様には、諸般の事情が変わってきたということで、理解をいただきたいと思う。通学区域については、さまざまところで問題が指摘されており、我が子のことを思う親の立場もよく分かる。

現在の学区以外を設定した場合、再編前に再編先へ入学するのは、残った学校の問題があるので行くことができないとのことだがその部分の説明をして欲しい。

事務局

基本的に学区やクラス数、教職員の配置数などは全て法律の中で規定されている。法律の中で、市としてできる限り工夫して、様々な課題等に対応している。通常の学区以外に何処へ行っても良いということは、法律上は許されていない。例えば、その学区の方が近い、交通の便が良い、兄弟等が通っていたなどの事由が必要となる。

通常の学区以外で手続きにより行くことができる学区を決めていくに当たっては、距離的な問題や歴史的な経緯も考慮していく。他の学校へ近い将来再編されるから、再編先に早めに入学することは、基本的には認められていない。ただし、有漢義務教育学校と小規模特認校は、この限りではない。

委員

有漢学園が令和7年度に開校するが、中井小学校が令和8年度から加わることは決定事項なのか。基準に達するとその時期になると思うが、その部分が独り歩きし、再編する上で有漢を選んでも、高梁を選んでも良いなど、地域の保護者も混同や混乱をしているように見受けられる。

事務局

混乱を招いており、申し訳ない。再編の新しい基準をそれぞれの学校に当てはめると、このような予定になるというもの。再編先は、通学時間、通学距離を第一に考慮している。中井小の学区は有漢学園となるが、川面小学校が存続している間は、川面小学校に通学可能とする予定である。ただ、川面小学校が人数の関係で再編しなければならない状況になっても、中井小の学区に高梁小学校を指定するという想定は現在していない。

地区の説明会でもご意見・ご質問があったが、中井には一部で川面小学校区となる地区がある。そのため、現在の中井小学校区の子は有漢学園、川面小学校区の子は再編すれば高梁小学校と考えており、中井地区の全ての子が有漢学園ということにはならないと説明している。

委員

言葉や文字の捉え方は、人それぞれによって異なるが、発信力の強い人の捉え方で広がっていく。そのため、表現の仕方とか、情報の出し方を慎重に検討していくことが必要と思う。地域では、子どもの

ことを中心に考える必要があるとの意見が出ており、次の段階に進めていくためにも、地域の意見もしっかり聞いていかなければならない。

事務局

概要を説明することが目的であったが、結果的に地域で混乱を招いているということで、その混乱を払拭していくため、しっかりと計画を決めていくことが重要である。計画を策定するまでに、さまざまな意見が出ることへの対応として、必要であれば再度説明をする旨は伝えている。計画の策定がある程度進んだ段階で、今一度希望された地区へ説明するなど、内容を詰めていきたいと考えている。

たとえ決定事項でなく案であっても、報道で「小学校4校、中学校3校」という記事が前面に掲載されると、我々の思いとは異なる捉え方をされてしまうので、仕方ないと感じている。

委員

入学予定者が学区以外を希望により選択できるということをやめた方が良いのでは。生まれてくる子どもの数で、何年頃には基準に達していくという想定も難しくなってくる。予定が変われば学校運営にも影響が出てくるので、ルールを尊重し、基本的には選択できないようにした方が良いと思う。

委員

再編先のところに入学はできないのかということだが、親としてみれば、転校しなければならないなら、入学のときから通学したいのは本当の気持ちである。特に、高梁保育園に通園している子の親はそうのように考えているようだ。そうした中で、入学予定の数が変わると再編が1年前倒しになるという話が出ると、親としてはプレッシャーがかかる。そのため、自由に選択できても良いと思う。

例えば、今の入学数のままだと何年度末には再編となるが、入学予定者が減ったとしても、そこまでは何とか再編しない方法がとれないかと思う。教員の人事にも関わってくるので、一定の期限を設けて入学の決定をしてもらう。子どもの思い、親の思いを何とか大事にできないかなと思う。

また、届出の就学学区について、距離や兄弟関係などの要件に新たなものを加えるとしたら、どんな基準を加えるようになるのか知りたい。

事務局

届出による就学学区の変更については、地区を定めるもの。例えば、玉川の神崎地区については、学区は玉川小学校となるが、届出によって落合小学校に通学できるようになる。ただし、再編によって、全ての学校で届出による設定をすることにはならない。

地域性や学校の配置状況、通学距離などを考慮しながら、まずは学区を指定する。その中で、委員が言われた生徒の状況に応じて条件に該当する場合は、就学校の指定変更という形で柔軟に対応することを考えている。

委員

今回の再編によって、学区外の学校へ通学しようとすれば、例えば、これまでどおり住所を移す必要があるという理解で良いか。

事務局

お見込のとおり。この再編によって、大きな基本の線は変更するつもりはなく、届出地区の指定で対応していくことになる。例えば、A小学校は、B小学校へと再編となるここが学区となり、ただ、この地区の方はC小学校も選べることとする。さらに、D小学校に通学したいことを認めることは、今の時点では想定していない。地区に対して届出変更できるものも含め、二つの学区と思っている。

委員

小規模特認校での話だが、現在、一つの家庭内で1人目の子ども（4年生）が小規模特認校を利用している。2人目の子ども（1年生）は同級生が男子のみなので、元々の学区の小学校に通学している。3番目の子どもは年中で、その子の特性により少人数の方が良いだろうということで、小規模特認校に入学させたいと聞いている。このように保護者が子どものために選択すれば良いのではないかと思う。

事務局

先ほども言ったが、今の義務教育は学区を決め、その学区から学校へ何人子どもが通学するかが決まり、クラス数、教員数が決まる。教員の給与は国と県が負担し、校舎等は市町村の負担で設置するように法律でしっかり定められていることで、全国共通的に義務教育を実施してきた。

しかし、義務教育を取り巻く環境の変化に対応するため、都道府県による学区の変更、いじめや不登校などの特別な理由による他の学校への通学などが国の法律・通知によりできるようになった。

小規模特認校についても同様で、市内では2校で行っているところ。どうしても行きたい学校へという気持ちは分かるが、法の運用の範囲でできる限り希望に沿えるようにしているので、ご理解いただきたい。

委員

学校再編は全体として、アンケート結果を見ても分かるように、保護者も含めて仕方がないので賛成するという意見が多い。あとは、自分の地区の条件をどうするか、自分の子どもをどうするかなど、全ての意見を教育委員会が聞くことは不可能である。

しかし、全員が満点の結果を得ることはできないが、地域や個人によって不公平感が如実に出るようなことだけは避けていく必要がある。その部分は、今後の検討課題としていただきたい。

事務局

例えば、宇治小学校の再編については、令和8年4月からということで進めていったが、準備委員会で論議を進めていく中で、いずれ再編となるなら入学段階から通学したいとか、少しでも早く進めたいという意見が非常に多く出て、皆さんで協議した結果、1年早まり、令和7年4月を目途に再編となることが決まった。

説明の中で、詳細なことは準備委員会の中でしっかり論議していただくことを伝えているが、こうした柔軟な対応をした事例があるので、しっかり詰めていく必要があると思う。

会長

準備委員会の話もあったが、地域の特性を踏まえ、高梁の義務教育を守り、発展させていく観点で、

事務局には公平・公正にコントロールしていただきたいと思う。

委員

玉川地区では、2軒の子どもが区域外の学校に通っている。公共交通機関を利用する場合、朝は皆で電車に乗って通学するが、下校時に小学校一年生の子どもが1人で登りの電車に乗って家に帰れるかという心配もある。

今日の話で、来年度に公共交通会議が開催されて、市全体の今後のバスの路線やスクールバスの路線などが協議されると聞いた。今後、各地区で準備委員会を立ち上げて、2年間の中でスクールバスの運行などの議論もされていくが、来年度には大枠が決まっているのではないかと考えているので、公共交通会議の前に話し合いをするような場があった方が良く考えている。

事務局

これまでスクールバスで対応する形をとった場合には、ほぼそのとおりになっている。しかし、市内では生活福祉バスが多く走っており、これとスクールバスを並行して走らせるのは、人材不足の問題などから、やっていけなくなるように感じている。

そういったことを総合的に調整するために、公共交通会議に諮っている。先ほどの問題等についてもその場で話し合われるべきものと思っている。公共交通会議で大枠を決めるが、一つ一つの路線について詳細に決めるわけではない。大枠を決める中で、予算の見通しを立てて、人材確保の面を踏まえて、走らせる路線を決めていくイメージである。

スクールバスの詳細なコースは準備委員会で検討していく。宇治地区では実際にバスを走らせてみて、全体を効率よく、一人一人の乗車時間が長くないようにコースを検討したところである。

委員

公共交通会議で決まったことが足かせになって、スクールバスを出せないことはないという理解で良いか。

事務局

本数の限界は当然にあるので、その可能性はある。しかし、その場合は、義務教育なのでスクールバスに代わるものも考えていく必要がある。

委員

伯備線に乗って通学することは現実的に可能なのか。今はJ Rとの説明を受けているが、方向性として、教育委員会はどう考えているのか。

事務局

公共交通機関を基本に、バス路線がなければ、J Rを基本的で考えて、駅までの距離やさまざまなことを考えていかないといけないと言っており、それが筋だとも思う。しかし、それが無理だとか、こうすれば何とかなるといった大枠を公共交通会議で議論するけど、一つ一つ、一人一人の部分については、準備委員会という形になる。

なお、適切な時期に次の段階にスムーズに進めていく意味でも、準備委員会は地元やP T Aからだ

けでなく、教育委員会からも開くことを認めてもらっている。

会長

学童保育については、いろいろ要望が出ているようであるが、何か意見はあるか。

委員

市内の学童には、市直営と委託、特定非営利活動法人 c o l o r 運営の 3 種類あるが、今後どのようになっているのだろうか。地区で運営しているところも、続けていくか委託するかを選択を確認しているようであるが。

事務局

学童保育については、小学校の再編が進む中で、今後どういう形で継続していくか、関係者の皆さんに意見を聴きながら、委託や地区での運営など全体的に考えていくものだと考えている。

委員

学童保育の対応策の中に「送迎方法に対する研究と対応」と記載されている。送迎は基本的に保護者がするものだが、研究と対応ということで、具体的な何かを検討をしているのか。

事務局

おっしゃるとおり基本は保護者である。ただ、再編によって近くにあった学童がなくなり、遠くの学童に行くことができないということも想定されることから、国では送迎に対して、財政的に支援する方向性を示している。夏休み期間中にはスクールバスもないので、このような財源を活用しながら、学童に行くことができるような体制の構築を検討しているところである。

ただ、国の予算にも限りがあり、経費の全てが支援される訳ではないので、保護者の負担等も勘案しながら慎重に進めていく必要があると考えている。

委員

保護者がかなり心配している部分なので、ある程度の方向性と具体的な方法を説明していただきたい。

会長

再編先への不安についての対応策について、何か要望はあるか。

委員

再編先の保護者から事前に学校の様子も聞いている。良い情報があれば、よくない情報もあり、それが保護者の頭が溜まって不安を助長してしまう。子どもの交流事業ももちろん大切であるが、保護者の不安を解消するような、何らかの場が設けることができればと思う。

また、先ほど準備委員会で統合時期を 1 年間早めたということ聞いたが、そうした情報を地区に伝えてもらえれば、保護者も不安が解消できると思う。

会長

子どもだけではなく、保護者も不安を抱いていることに対して、説明と情報提供を徹底し、安心できるようにして欲しい。

事務局

今回いただいた報告書は、前回の答申に修正を加えた形をとっている。例えば、小学校が2クラスになったら再編の対象にすること、また、PTAや地区のまちづくり団体から早く統合したいというような話があれば準備委員会を開催することは前回の答申から残っている事項である。

宇治地区の場合もその仕組みを使って1年前倒ししたところである。

会長

地域の特性実情に応じて対応していくということで、定住施策については、委員からも指摘があったように、全市を挙げて取り組む必要があるもので、全市的なプロジェクトとして、働きかけていただきたい。さまざまな意見が出たが、子供、そして保護者の不安をともかく解消していくことに尽きっている。

(3)・(4) 今後のスケジュールについて・その他

(事務局説明)

委員

3月議会において、この再編に係る通告質問があったようだが、2月16日の全員協議会で出た意見も含め、内容を聞きたい。

事務局

5人の議員から1人平均5つ程度の質問があった。まず、この再編に至った経緯と理由は何かということで、圧倒的に少子化ということが中心にあることを答弁しており、それなりの一定の理解を得たと思っている。

また、学区等についての質問もあり、学区を決める一番の基本は距離的・交通的なもので、子どもたちの体に一番負担がかからないようなところで決定し、あとは、地域を定めて届出で通学できるように考えている旨の答弁をしている。

このほか、地域に学校がなくなると、ふるさと学習など地域との繋がりが薄れるということで、これはある程度仕方がない部分もあるが、新たな学区と地域ができるということで、市長部局とも連携し、公民館や地域市民センターにも協力を得ながら、新しい繋がりをつくっていききたいと答弁している。

また、スクールバスと通学等の質問もあった。先ほど委員から話もあったが、統合先の学校の情報や噂等を聞いて、行きたくないといった状況もあるといった質問もあった。これに対しては、もともと学校は安心・安全で、授業も正しい形でできなければならないし、学校も教育委員会もそれを目指して頑張っているところであり、これに加えて、もっと子ども達に自分たちで考えさせていくように取り組んでいきたいと答弁している。

委員

結果的に全会一致という記事が新聞に掲載されていたが、この問題について、議会としては納得したという理解で良いか。

副会長

全体の雰囲気としては了承している。各地域に議員がいるので、多少の温度差があるのは事実であるが、総体としては同じ方向を向いていると理解いただいて良い。

委員

今後のスケジュールの中で、地域の要望に応じた保護者等への説明と記載があるが、令和6年度中のいつ頃までに説明会を開催する予定としているのか。

事務局

実施計画だけではなく、再編そのものの説明も十分にしていける必要がある。地域の方が安心していただけるように、期限を定めず、依頼があれば説明に出向くことを考えている。

会長

適正配置計画は10年間の計画となっているが、今後の新しいデータに応じて、変更となる可能性はあるのか。

事務局

これはあくまでも計画案なので、必ずそのとおりになるものではない。先日、説明に行った時も、他の地区と一緒に統合先にいきたいとの意見も出ている。そのため、今後の説明会や準備委員会の中で、この案は変わってくることも考えられるので、今の基準に合わせて作成した目安と捉えてもらえると良い。

事務局

この図が先行して、これで決まったみたいな形で、地域が混乱してしまった。子どもの数で推計したが、結果的に今後生まれてくる子どもや転校などで変わってくると説明してもなかなか理解いただけないことが多々ある。中学校の動向が不透明だと小学校の学区の設定も困難となるが、中学校については、産まれた子どもの数から目途が立つので、ほぼこの予定で進んでいくと考えている。

混乱が生じていることは承知しているが、ある程度の目安を出さないと、皆さんに考えていただくこともできない。

3 その他

- ・松原小学校及び宇治小学校の状況について
- ・落合幼稚園及び津川幼稚園の状況について
- ・有漢学園について

(事務局説明)

4 閉 会

副会長あいさつ

副会長

本日は、充実した会議が開かれたと思っている。13地区の説明会において、さまざまな意見が出た。賛成だけでなく、明確に反対するとの意思を表示されたものもあった。ただ、この計画を推進した者の1人として、言っておきたいことは、あくまでも5年、10年先を考えたときに高梁では必要なものであることとして、疑念を持つ人はいないと思う。

しかしながら、地域に不安や混乱が残ったのであれば、説明責任として教育委員会は深く反省すべきことだと思うし、計画は段階的に進んでいくことから、この不安や混乱を解消すべく今後も努力していただきたい。

皆様には、全市を挙げて取り組む必要がある事項について、本日まで大変短い期間の中で、熱心にご審議いただいたが、これで終わりではなく、今後も本市の教育行政に引き続きご尽力をお願いしたい。